



2021年9月9日

各位

会社名 株式会社 エヌ・シー・エヌ
代表者名 代表取締役社長執行役員 田鎖 郁夫
(コード番号：7057 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役執行役員管理部門長 藤 幸平
(TEL 03-6872-5638)

業界初「非住宅版 SE 構法 構造性能保証制度」開始のお知らせ

当社は、木造建築業界初[※]の構造躯体の瑕疵保証制度「非住宅版 SE 構法 構造性能保証制度」を2021年10月1日から提供開始することをお知らせいたします。

※当社調べ

1. 背景及び目的

2010年の「公共建築物等木材利用促進法」（公共建築物における木材の利用の促進に関する法律）施行以来、木造非住宅建築市場は年々拡大傾向にあり、2019年の市場規模は約7,000億円まで拡大しております。そして、木造建築物の普及は、炭素を固定し、再生産可能な木材利用につながることから、世界的に求められている脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして位置づけられており、2021年6月に成立し、同年10月に施行予定の「改正公共建築物等木材利用促進法」（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）では、公共建築物だけにとどまらず、民間の建築物まで対象が拡大される予定となっております。

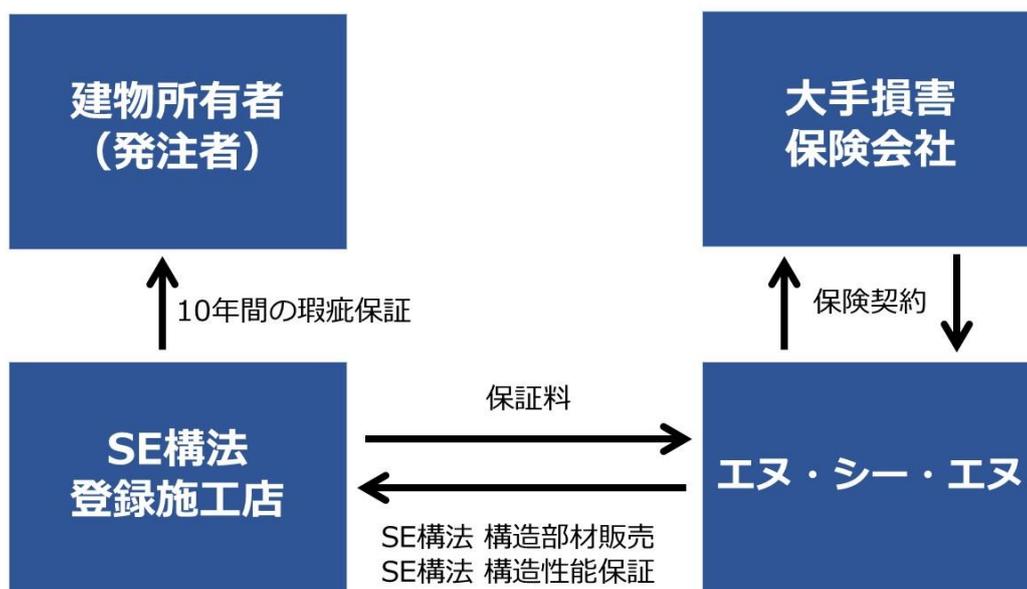
しかしながら、市場が拡大する一方で、物件規模に比例して請負金額は大きくなり、供給された部材の瑕疵や品質に起因するトラブルリスクの増大が問題視されています。一般的に、住宅では瑕疵担保責任保険制度が義務化されていますが、非住宅物件では保険制度が存在しないことから、仮に瑕疵が発生した場合、建物の規模が大きいため建設会社が追う責任や瑕疵補修費等が大きな負担となります。

そこで、これらの課題を解決し、木造非住宅市場への参入をサポートするため、当社は本保証制度の提供を開始いたします。当社では、2000年の住宅品質確保促進法施行以前の1998年から、約25,000棟のSE構法の構造躯体に対して独自の保証制度である「SE住宅性能保証」を提供しておりますが、非住宅版の本保証制度を提供することで、工務店や中小建設会社の市場参入を後押しし、木造非住宅のさらなる拡大を目指してまいります。

2. 本保証制度の内容

- ① 非住宅木造建築の構造躯体及び基礎を対象にした保証制度
- ② 瑕疵保証金額は最大1億円、瑕疵保証期間は10年間
- ③ SE構法で建築された3,000平方メートル以下、4階建て以下の非住宅物件が対象

<本保証制度の流れ>



3. 本保証制度を開始する時期

2021年10月1日から提供開始いたします。

4. 今後の見通し

本件が当社の2022年3月期の連結業績に与える影響は軽微であるものと判断しておりますが、中長期的には当社の連結業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上